

## 学校法人会計基準の在り方に関する検討会の意見書

日本私立短期大学協会 意見

私立短期大学はさまざまな規模の学校が存在しており、中には在籍者数が100人に満たない短期大学も存在する。今回の私立学校法改正においては、「学校法人制度改革の具体的方策について」においても「規模に応じた対応案」が提示されたものの、その内容は文部科学省所轄法人及び規模の大きなそれ以外の法人をまとめるものであった。その中で、会計基準については、文部科学大臣所轄法人は広く情報公開する一方で、その他の法人はステークホルダーへの開示という区別がなされている。これらの内容は小規模な文部科学大臣所轄法人においては大変厳しい内容であり、不公平な状態にあるため、せめて会計基準の改正においては、これ以上の除外規定を設けず、全ての学校法人に適用できる、汎用性のある公平な基準策定をお願いしたい。

また、私立学校法改正の議論を含めて、ここ数年の学校法人の在り方の検討においては、学校法人の公共性の高さの説明責任についてのみ強調される側面があり、一方で多様なステークホルダーが想定される学校法人の経営リスクを踏まえた議論が十分にされてこなかった。会計情報の開示は、公共性とリスク管理が両立する内容にすべきであることも、併せてご留意いただきたい。

以上の前提を踏まえて、日本私立短期大学協会としては、以下の通り意見を取りまとめた。

## ◎資料2 「学校法人の財務報告に関する基本的な考え方（修正案）」に関する意見

## ○1 ページ目 学校法人の現代的なガバナンス構造及びその注釈

「学校法人制度改革の具体的方策について」の原文には、その後「そして、いずれの構造であれ、建学の精神や設置する私立学校の存在意義が顧みられなかったり、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況は、避けなければならない。」と続いているので、引用するならこの後の文も記載するか、この文を削除するか、どちらかに統一していただきたい。あるいは、後述のとおり本文にてその旨記載することをお願いしたい。

## ○2 ページ目 「3. 財務報告の在り方」及び4 ページ目注釈

「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」という日本公認会計士協会の文書を引用されているが、法令や政府関係の文書ではなく、民間団体の文書を引用するのであれば、その位置づけや意義について、理由を明示されたい。

一方で、内容自体に大きな異論を持つものではないので、日本公認会計士協会が許諾を得られるのならば、引用した旨を削除した上で、この検討会議で独自に作成した文として、加筆修正すべきである。下記はその一例であるが、ほぼ引用であるので、これをたたき台として内容を精査することを検討いただきたい。

財務報告利用者のニーズに応え得る会計枠組みを構築するためには、「誰のため」の「どのような目的」の会計とするのか、そして、そのような会計は「どのような情報を提供すべきか」といった基本的な概念が明確になり、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠である。特に高い公益性を求められる学校法人の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことも期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、学校法人の会計を考える上で重要な視点である。一方で、いずれの構造であれ、建学の精神や設置する私立学校の存在意義が顧みられなかったり、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況は、避けなければならない。

(下線部は「学校法人制度改革の具体的方策について」からの引用)

## ○2 ページ目

「学校に在学・在園する者やその保護者等」とあるが、高等学校等を含むのであれば、「学校に在学・在校・在園する者やその保護者等」と修正していただきたい。

## ○3 ページ目

「学校の構成員等」という分類であるが、それぞれの持つ役割が全く異なるので、分類自体を削除していただきたい。理事、監事、評議員及び教職員は学校の運営に携わる者であり、運営者として別途取り扱うべきである。また、学生、保護者は他の NPO 法人の言葉の使い方を鑑みても、資源提供者でなく受益者と区分されるべきである。そして、同窓生、卒業生は様々な位置づけとなることが想定されるが、強いてこの中で区分するのであれば、資源提供者とすべきである。

◎資料3「計算書類・附属明細書の考え方(案)」のうち「3(4)セグメント情報について」及び資料5「セグメント情報の開示に関する明細又は注記イメージ(案)」に関する意見

「学校法人制度改革の具体的方策について」には、確かにセグメント情報を開示する旨の提言は行われているが、現在の提案においては、設置学校以外の附属施設は病院とその他しか区分されていない。実際は病院以外にも附帯施設を持つ学校法人もあり、その区分の在り方については十分に実態調査や検討が行われていない。また学校法人は付随事業及び収益事業が認められており、私立学校法上では元来より収益事業については会計上区分され、今回も改正されなかったが、セグメント情報として表示することが求められる可能性があるほどの規模を有している学校法人も存在する。さらに子会社について、こちらはガバナンス的にも会計的にも独立した取扱いにせざるを得ないことは理解するが、学校法人によっては全体像を正確に把握してもらうためには、子会社の情報も並列的に開示する必要がある事例も想定される。前述の「学校法人の財務報告に関する基本的な考え方」を尊重するのであれば、これらの情報がステークホルダーに必要とされるかどうかひとつひとつ議論し、場合によっては私立学校法から改正が必要とされるケースも考えられるが、それらの議論は行われていない。現在の提案のように一部の情報のみ並べて開示され、不特定多数の人が知るところとなると、赤字部門のみを批判する風潮が形成され、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況が発生する可能性がある。

以上の理由から、セグメント情報の開示は区分の議論が不十分であり、今回の会計基準改正において開示する情報とすることは、時期尚早と考えられる。それでもなお議論を進めるのであれば、下記の点留意願いたい。

○「資料3(4)セグメント情報について」の2番目の項目において、「高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校は、事業活動やステークホルダーの範囲が限られるとともに、小規模校が多数設置されているケースや、中学校と高等学校が一体的に運営されているなど学校毎に区分することが困難なケースも少なからず想定される。」とあり、その開示について弾力的に運用する旨記載があるが、地方の小規模大学・短期大学においてはこれらの条件は同じであるにもかかわらず、既に学校ごとに区分された情報を事業団や認証評価機関向け策定・提出している。一方で、大学・短期大学以外の学校であっても、全国募集を行っており、事業活動やステークホルダーの範囲が広い学校も数多く存在する。また、社会福祉法人においては、既に規模に関係なく施設ごとのセグメント情報の公表まで義務付

けられている。本来であれば学校法人の社会的役割を鑑みると、規模の大小、ステークホルダーの範囲、運営の一体性などを理由として開示すべき情報が区別されるべきものではないが、既に私立学校法において情報開示の対象や手法について区別されてしまっている。現在の提案では二重に条件を緩和する状態となってしまうため、これ以上不公平な状態を助長すべきではない。開示を義務付けるならすべての学校法人を同じ形にすべきである。

○「学校法人制度改革の具体的方策について」においては「附属施設等」の開示も言及されているが、今回の提案においては病院の開示が必要な理由は記載があるものの、他の附属施設等について開示しなくてよい理由が明記されていない。その他の附属施設等を開示しなくてよい理由について、客観的かつ合理的に示すべきである。

○「資料3（4）セグメント情報について」の4番目の項目において、「各セグメントへの収入又は支出の配分方法については、法人の負担軽減の観点から、現在の内訳表策定の配分方法を採用することも可能としつつ、学校法人がより実態に近い形で配分を行うことも可能とすることが適当である。」とあるが、「法人の負担軽減」という非常に曖昧な理由で弾力的な運用を容認してよいのか懸念が残る。学校法人によって配分の考えが異なるのであれば、ステークホルダーにとっても比較が困難となり、また不正の温床ともなる可能性がある。統一した配分方法を示すべきである。

○一方で、学校法人本部の区分については、設置する学校が一つしかない学校法人の場合、形骸化している側面もある。設置学校の形態を問わず、設置する学校が一つのみで、セグメント情報を提示する必然性が低い学校法人については、開示を除外するということについては、検討の余地がある。

総じて現在提示されている提案内容は主観的であり、最新の実態を調査・把握した根拠を示した上で、それに合わせた提案をしている内容ではない。これらの情報を調査・研究する時間がないのであれば、今後の検討課題としつつ、今回の会計基準改正において、セグメント情報の開示は見送るべきである。